

浜長保険センター安全だより

令和5年8月10日

浜長保険センター 第81号

電話 079-246-2561

FAX 079-246-2571

8月



8月8日(火)立秋が過ぎ、残暑厳しい中、ヒマワリが空を仰いでおり、公園ではセミの声がにぎやかです。冷やしたスイカ、冷たいビールが美味しい。しばらく暑さ厳しい日が続き、疲れが出やすい時期ですので、くれぐれもご自愛ください。



駐車とはどんな状態を言うのか、その定義は、交通ルールに定められています。短時間であっても直ちに運転できない状態にあるときは、例えば3分であっても放置駐車であり、待ち合わせのためエンジンを掛け、運転者が運転席にいて、何時でも移動できる状態であっても長時間停車すると駐車になります。

問 駐車には、継続的に停止することと、短時間であっても、運転者がその車両等を離れて、直ちに運転できない状態の「みなす駐車」の2つに分けられることを説明しましたが、そのうち「その車両から離れて、直ちに運転することができない状態」について、どう解釈すればいいのか？

答 「直ちに運転することができない状態」に関する最高裁判所の判例(はんれい)を紹介します。

判例の要旨

「待ち合わせ中の友人に電話をするため、エンジンを止め7メートル離れた店頭の赤電話のところに行き、電話帳をくって番号を調べ、電話をかけようとしたとき、パトカーのマイクで駐車違反であることを告げられ車に帰った。これは運転者がその車両を離れて直ちに運転することができない状態に当たる」と判示しています。(最高裁判所 昭39年3月11日)



問 判例は、どんな意味を持つのか？

答 判例は、裁判において具体的事件における裁判所が示した法律的判断です。

裁判所の判例は、法律の解釈を補い、これまで判断されたことのない問題に対する新たな法解釈を定めるなど実務に大きく影響します。



判例は、日本では最高裁判所が示した判断をいい、下級審(高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所)の判断は、実務上「裁判例」と呼ばれて区別されています。

問 マイカーで家族と一緒にスーパーなどに買い物に行き、出入口近くの道路上に停車し、エンジンを掛けて運転席にいれば、15分程度なら駐車違反にならないのか？

答 エンジンを掛けて運転席に運転者がいても、駐車違反に該当します。

駐車に定義に、継続的停止から除外しているのは、5分を超えない「貨物の積卸し」と「人の乗降のための停止」であり、買い物が何時終わるか分からない状態で継続的に停止すれば、運転者がいたとしても駐車違反になります。



問 適法に駐車している車両等を第三者がジャッキなどで移動させ、駐車禁止場所に置いた場合、その違反の責任者は誰になるのか？

答 移動した者が駐車違反の責任を負います。その理由は、駐車違反の罰則には、「違反となるような行為をした運転者ではなく、「違反となるような行為をした者」と規定されています。



問 停車の意義は？

答 停車とは、「車両等が停止することで駐車以外のものをいう」と定義されています。

